

鳥栖市小規模契約希望者名簿登録申請のてびき

1 概要と目的

競争入札有資格者名簿に登録がない市内業者のうち、市が発注する小規模な工事・修繕の請負契約を希望する者を、小規模契約希望者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録することにより、市内業者の受注機会の拡大と市内経済の活性化を図ることを目的としています

※小規模な工事・修繕とは、設計金額が100万円以下で、内容が軽易でかつ履行の確保が容易であると認められるもの

2 申請対象者（以下のすべてを満たす者）

- ① 市内に主たる事業所がある者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者
- ③ 鳥栖市競争入札有資格者名簿に登録がない者
- ④ 希望業種を履行するための必要な資格、許可等を有している者
- ⑤ 市税の滞納がない者
- ⑥ 鳥栖市暴力団排除条例第2条第1号から第4号に該当しない者

3 申請書類等

- ① 鳥栖市小規模契約希望者名簿登録申請書 兼 誓約書
- ② 滞納のない証明書 ・直近で納付した等で証明書がとれない場合、申告書や領収書を添付
【 問い合わせ先：税務課 管理収納係 電話 85-3587 】
- ③ その他必要書類（例、建設業許可・事務所等の登録や業種別技術者資格の証明書の写し等）

4 申請書類の提出期間・方法

- ・期 間： 令和8年8月3日（月）から8月31日（月）まで（土日祝日を除く）※とし、
令和8年9月1日（火）以降も随時受付を行う
- ・方 法： ① 郵送 ② 持 参（受付は9時から17時までとする）

5 名簿登録の内容等

- ① 申請書類等の審査の結果、適当と認めた場合、受理し、名簿に登録いたします
- ② 名簿登載期間は「令和8年9月1日（火）から令和10年8月31日（木）まで」の2年間とし（4の※の期間に受理した分）、令和8年9月1日以降に受理した申請書の名簿登載期間は「名簿登載日から令和10年8月31日（木）まで」とします
- ③ 名簿は、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公開し、市が発注する対象となる契約に関して、名簿登載者に積極的に見積り参加機会を与えるように努めるものといたします

6 その他留意事項

- ① 鳥栖市契約事務規則の遵守をお願いします
- ② 提出された書類等は一切返却いたしません
- ③ 有資格業者としてふさわしくない行為があった場合、鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領等、関係法令等に則り、厳正に対処いたします